

第 21 条 議会は、議会図書室の充実を図り、市民の利活用に対応できる整備を行うものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料の充実に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第 22 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、広く各分野の専門家を招き、専門的見地からの意見や助言を求め、議員一人ひとりが資質の向上に努めるものとする。

(ICTの積極的活用)

第 23 条 議会は、ICT(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)第1条に規定する情報通信技術をいう。以下この条において同じ。)を積極的に活用するものとする。

2 議会は、大田原市地域ICT総合推進計画に基づき、ICTを活用した会議や情報発信を行うものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 24 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

2 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

(議員定数)

第 25 条 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業等を考慮して定めるものとする。

2 議員定数の改正については、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を配慮して行うものとする。この場合において、識見を有する者等の意見を参考にするとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

3 議員定数に関する条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき文書を持って、委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第 26 条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を参考にするものとする。この場合において、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。